

# 大分県報

平成二十九年  
第二八五七号  
二月二十一日

（火曜日）

## 目次

### 規則

大分県職業訓練手当支給規則の一部改正……………一

### 告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一

県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧（三件）……………二

解除予定保安林（三件）……………二

道路の供用開始……………三

### 公告

県営土地改良事業計画の変更（二件）……………三

## 規則

大分県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第二号

大分県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

大分県職業訓練手当支給規則（昭和四十一年大分県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第二十条」を「第二十二條」に改め、同項第五号中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園（特別支援学校の幼稚園を含む。）及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」に改め、「（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。）」を削り、同項第八号中「（児童相談所、知的障害

## 告示

大分県告示第百四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年二月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

一 変更申請のあった年月日  
平成二十九年二月六日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人 ダーWINのたまご

三 代表者の氏名  
河野 昭三

四 主たる事務所の所在地  
大分市高砂町一番十一号二〇二

五 定款に記載された目的  
この法人は、多くの若者やそれを取り巻く社会や家庭、教育現場や企業、行政機関等と連携を取りながら若年者に対して、よりよいキャリア選択ができることを目的として、就労支援や自己啓発等に関する事業を行い、心身・経済的自立を図るとともに公共の福祉の増進と社会の発展に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容  
名称に関する事項の変更  
事務所の所在地に関する事項の変更  
目的に関する事項の変更

この規則は、公布の日から施行する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

大分県告示第百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、宇佐市大字蜷木千七百五十五番地の松岡正和ほか二十四名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十九年二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業	蜷木地区	平二九・二・二一から 平二九・三・一三まで	宇佐市役所

大分県告示第百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、宇佐市長是永修治からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十九年二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業 (暗渠排水)	両院三期地区	平二九・二・二一から 平二九・三・一三まで	宇佐市役所

大分県告示第百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、宇佐市大字石田百二十七番地の十の佐藤政則ほか二十一名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規

定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成二十九年二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備)	両院三期地区	平二九・二・二一から 平二九・三・一三まで	宇佐市役所

大分県告示第百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十九年二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 解除予定保安林の所在場所  
由布市湯布院町湯平字下ノ湯五三九番四・五四〇番七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由  
指定理由の消滅
  - 二一 解除予定保安林の所在場所  
由布市湯布院町湯平字下ノ湯五四〇番五・五四五番一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - 三 解除の理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十九年二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

佐伯市米水津大字浦代浦字和留佐一七二番一三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百十号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

佐伯市米水津大字浦代浦字和留佐一七二番一三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道平原耶馬溪線

玖珠郡玖珠町大字古後字下河内五六五番四から玖珠郡玖珠町大字古後字下河内五四七番二まで

平二九・二・二一

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営萩地区（高練木工区）中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）計画の変更について、次のとおり公告する。

平成二十九年二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

公告する書類の名称

公告期間

公告場所

変更後の県営萩地区（高練木工区）中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）計画の概要

平二九・二・二一から平二九・二・二七まで

竹田市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営萩二期地区中山間地域総合整備事業（農道整備）計画の変更について、次のとおり公告する。

平成二十九年二月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

公告する書類の名称

公告期間

公告場所

変更後の県営萩二期地区中山間地域総合整備事業（農道整備）計画の概要

平二九・二・二一から平二九・二・二七まで

竹田市役所